

印西市移動スーパー事業仕様書

1. 事業名称

印西市移動スーパー事業

2. 事業目的

本事業は、買物が困難な高齢者等に対し、移動スーパーによる商品販売を実施することで、買物機会の確保を図るとともに、高齢者等の外出機会の創出、地域住民の交流促進及び見守り機能の強化を図り、安心して暮らし続けることのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

3. 事業実施期間

協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、移動スーパーの運行は令和9年度内に開始するものとし、それまでの期間を準備期間とする。

なお、有効期間満了の1か月前までに、両者のいずれからでも申出がない場合は、有効期間満了の日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

4. 業務内容

(1) 準備業務

協定締結者は運行開始までに次の業務を実施するものとする。

- ・移動販売車両の調達及び改装
- ・販売品目の選定
- ・運行計画の作成
- ・従事者研修
- ・関係法令に基づく許認可等の取得
- ・市との運行開始前協議

(2) 運行計画の作成

協定締結者は、市内における買い物ニーズを踏まえ、市、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、自治会等の意見に基づき、販売ルート及び販売拠点を設定し、運行計画を作成する。

(3) 移動販売の販売ルート、実施頻度

公共施設や公園等での拠点販売と、外出が困難な高齢者への個別宅訪問を組み合わせ実施する。

販売ルートは市内を複数個所に区分し、実施する。

運行は原則週6回以上とする（例：ルート数3箇所×週2回＝合計週6回運行）。

販売拠点及び運行ルートの変更については、原則として行わない。やむを得ない事情がある場合には、市と協定締結者が協議の上、追加、変更又は廃止することができる。

(4) 販売品目

鮮魚、精肉、青果、惣菜、加工食品、飲料、日用品等の生活必需品を販売すること。
また、事前注文に対応すること。

なお、協定締結者は、販売する商品について、原則として市内に所在する店舗から調達するものとする。

(5) 移動販売車の規格

移動販売車両は、次の要件を満たすこと。

車両	軽トラック又は同等規模の移動販売専用車
設備	生鮮食品販売が可能な保冷・冷蔵設備
積載能力	概ね 400 品目・1,400 点程度
表示	移動スーパーであることが識別できる表示があること

(6) 交流機会の創出

協定締結者は、販売拠点において地域住民が自然に交流できる環境づくりに努めるものとする。

(7) 見守り活動

協定締結者は、販売活動を通じて利用者の安否確認及び見守りに努めること。利用者の体調不良その他異変を把握した場合は、あらかじめ市と協議して定める連絡体制に基づき、速やかに市や関係機関等へ連絡すること。

(8) 情報共有及び連携

協定締結者は、市や包括支援センター等との定期的な情報交換を行うこと。

(9) 実施報告

協定締結者は、四半期ごとに事業実施報告書を提出すること。なお、報告事項は次のとおりとする。

- ・販売実績
- ・利用者数
- ・販売拠点数
- ・個別訪問件数
- ・課題及び改善点の報告

(10) 緊急時対応

協定締結者は次の事態が発生した場合には、市へ速やかに報告し、必要な対応を行うものとする。

- ・利用者の急病及び事故
- ・食品事故
- ・車両事故
- ・商品回収
- ・災害等による運行中止

(11) 運行の中止及び変更

協定締結者は、災害、荒天、車両故障その他やむを得ない理由により運行できない場合は、速やかに市へ報告するとともに、利用者への周知に努めるものとする。

5. 市の役割

(1) 販売拠点の選定

市は、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、自治会等と連携し、販売拠点の選定を主体的に行う。

また、公共施設や公園等での販売については、使用等の許認可手続き等について協力するものとする。

(2) 周知支援

市は、市ホームページや SNS、広報、その他の方法を活用し、事業の周知に協力する。

(3) 見守り連携

市は、移動スーパー事業における協定締結者との連絡体制を整備するとともに、見守り連携の強化のため、協定締結者を「印西市高齢者等地域見守りネットワーク事業」の事業者として、運行開始前までに見守り協定についても締結する。

6. 個人情報の取扱い

個人情報保護法を遵守し、適切な管理・取扱いを徹底すること。

7. 法令等の遵守

協定締結者は、本業務の実施に当たり、食品衛生法、道路運送車両法、道路交通法その他関係法令及び条例等を遵守すること。

8. 利用者対応

協定締結者は、利用者及び地域住民からの苦情、要望等に適切に対応するとともに、その内容及び対応状況について必要に応じて市へ報告するものとする。

9. その他

本事業の実施に必要な営業許可等は協定締結者の責任において取得すること。

本仕様書以外の事項については、市と協議のうえ対応すること。